

特許異議申立に関する審判便覧の改訂（2018年9月）

- 制度運用から3年が経過し、信頼性をより高める審理手続がされるよう、ユーザの要望に応えるべく、2018年9月に、運用の一部を見直し、以下のポイントについて審判便覧を改訂した。

異議申立に対するユーザのこれまでの要望

- よりわかりやすい取消理由を通知して欲しい。
- 特許権者による訂正の請求がなされない場合であっても、特許異議申立人が意見を述べる機会が欲しい。
- 決定はできるだけ早期に示して欲しい。

- ✓ 取消理由通知の内容の充実化
- ✓ 中間手続回数への低減
 - 原則、2回目の取消理由通知を決定の予告とする。
- ✓ 特許異議申立人の意見聴取の機会の拡大
 - 訂正請求がされない場合であっても、必要に応じて、特許異議申立人に対して審尋を行う。
- ✓ 職権審理の範囲の適正化
 - 異議申立期間後に刊行物等提出書により提出された刊行物であっても、適切な取消理由を構成することが一見して明らかでない場合には、証拠として採用できる。